金額　80,080円
支払人　松本ハイランド農業協同組合波田支所
支払地　長野県東筑摩郡波田町
振出日　平成21年２月24日
振出地　長野県東筑摩郡波田町
振出人　19年入学生学年費　四谷千佳子
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４号

岐阜市安良田町１丁目１番地
申立人　アートグラス株式会社
代表者代表取締役　林　　孝子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月21日
平成21年７月22日　　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　７通
⑴手形番号　Ａ548897
金額　1,140,119円
支払期日　平成21年５月10日
支払地　岐阜市
支払場所　岐阜信用金庫切通支店
振出日　平成21年１月31日
振出地　岐阜県羽島郡岐南町
振出人　岐阜県建具工業協同組合　理事長　三島　誠一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ａ54893
金額　742,082円
支払期日　平成21年６月10日
振出日　平成21年２月10日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶手形番号　Ａ522096
金額　1,144,000円
支払期日　平成21年５月25日
支払地　各務原市
支払場所　岐阜信用金庫蘇原支店
振出日　平成21年１月15日
振出地　各務原市
振出人　株式会社ユタカシステム　代表取締役　永田　信広
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑷手形番号　Ａ522360
金額　553,029円
支払期日　平成21年６月25日
振出日　平成21年２月16日
⑷の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑶の約束手形の記載に同じ
⑸手形番号　Ａ520682
金額　1,152,375円
支払期日　平成21年５月25日
支払地　羽島市
支払場所　岐阜信用金庫東羽島支店
振出日　平成21年１月16日
振出地　羽島市
振出人　日本住器工業株式会社　代表取締役　山村　勝也
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑹手形番号　Ａ520691
金額　495,915円
支払期日　平成21年６月25日
振出日　平成21年２月17日
⑹の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑸の約束手形の記載に同じ
⑺手形番号　Ｓ200554
金額　744,729円
支払期日　平成21年５月31日
支払地　岐阜市
支払場所　株式会社三井住友銀行岐阜支店
振出日　平成21年２月20日
振出地　岐阜市
振出人　棚橋工業株式会社　代表取締役　棚橋　哲一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人
為替手形　１通
手形番号　ＡＡ09699
金額　117,600円
支払人　北川金属工業株式会社　代表取締役　安田　幸一
支払期日　平成21年５月10日
支払地　岐阜県本巣郡真正町
支払場所　株式会社岐阜銀行本店
振出日　平成21年１月20日
振出地　岐阜県本巣郡真正町
振出人　アートグラス株式会社　代表取締役　林　　孝子
引受人　北川金属工業株式会社　代表取締役　安田　幸一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号

名古屋市西区天塚町３丁目57番地
申立人　松前衛生材料株式会社
代表者代表取締役　松前　勝也
申立人代理人弁護士　久野　忠志
同　　久野　　実
同　　浅井　貞晴
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月16日
平成21年７月21日　　佐野簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＡＡ50350
金額　661,752円
支払人　尾崎工業株式会社
支払期日　平成21年５月31日
支払地　阪南市
支払場所　大阪信用金庫尾崎支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　白地
引受人　尾崎工業株式会社　代表取締役社長　砂本　四朗
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
横浜市港北区高田西５丁目16番24号
申立人　古賀與四雄
権利を争う旨の申述の終期　平成21年７月17日
平成21年７月21日　　久留米簡易裁判所
（別紙）　目　録
１不動産の表示
所在　久留米市田主丸町中尾字十ヶ坪
地番　333番２
地目　田
地積　1,303平方メートル
２登記年月日番号　福岡法務局吉井支局明治36年３月17日受付第624号
３登記した権利の内容
買戻特約
原因　明治36年３月17日特約
売買代金　元価
期間　明治36年３月17日から明治43年５月25日まで
買戻権者　浮羽郡田主丸町大字中尾1102番地　中村　永親

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１４４号

広島県呉市中通３丁目３番17号
債務者　有限会社牡丹
代表者代表取締役　河原　照彦
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相原新太郎
４　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５０号

広島県呉市焼山北１丁目18番13号
債務者　株式会社セキサイ工芸
代表者代表取締役　岡本　正孝
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高盛　政博
４　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部